

独立行政法人国立病院機構東尾張病院 外部評価会議規程

(目的)

- 第1条 心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第16条に定める指定入院医療機関として、独立行政法人国立病院機構東尾張病院（以下「東尾張病院」という。）は、医療観察法病棟（以下「第3病棟」という。）の運営状況や治療内容に関する情報公開を行いその評価を受けることで、第3病棟運営の透明性を確保する。
- 2 前項の目的を達成するため、第3病棟外部評価会議（以下「外部評価会議」という。）を設置する。

(規程の閲覧)

- 第2条 この規程は、各地域住民等が容易に閲覧できるように配慮する。

(構成員)

- 第3条 外部評価会議の構成員は、下記のとおりとする。
- 一 精神医学の専門家
 - 二 法律関係の専門家
 - 三 関係自治体等構成員
 - ・ 名古屋保護観察所
 - ・ 東海北陸厚生局
 - ・ 愛知県健康福祉部障害福祉課
 - ・ 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
 - ・ 尾張旭市福祉部福祉課
 - 四 東尾張病院構成員
院長、副院長、司法精神医学部長、事務長、総看護師長、司法精神医学科医長、第3病棟看護師長、臨床心理技術者
- 2 構成員の任期は特に定めないが、構成員名簿を別に備えることとし、人事異動等の都度構成員名簿を更新する。

(開催方法等)

- 第4条 外部評価会議は東尾張病院において開催することとし、その運営は下記により行う。
- 一 議長は院長とし、議事進行を行う。
 - 二 副議長は副院長とし、議長に事故等ある場合は副議長が代行する。
 - 三 開催回数は原則年2回とするが、各構成員から開催の要請があった場合は、必要に応じ、臨時の連絡会議を開催することができる。
 - 四 議長は必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる。
 - 五 この会議の庶務は東尾張病院医療観察法係長が担当し、開催案内、議事録の整理等の事務を行う。

(外部評価会議の議題)

第5条 外部評価会議の議題は、以下のとおりとする。

- 一 第3病棟の運営状況
- 二 第3病棟の治療内容
- 三 指定入院医療機関の運営に関する意見交換
- 四 その他

(附則)

施行期日

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(附則)

施行期日

この規程は、平成20年4月1日から施行する。